［削る］	2　国際展開支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国際協力課の所掌事務のうち国際展開の支援に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。 二　国際協力課の所掌事務のうち国際展開の支援に関する事務の総括に関すること。
2　［略］	3　国際展開支援室に、室長を置く。
（情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官）	4　［同上］
第四十五条　情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。	（情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官）
［2～5　略］	**第四十五条**　情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。
6　デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第七十九条第八号に規定する事務に限る。）のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。	［2～5　同上］
［7・8　略］	6　デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第七十八条第八号に規定する事務に限る。）のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。
附　則	［7・8　同上］
（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課保険計理監理官）	**附　則**
第十五条　情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に、当分の間、保険計理監理官一人を置く。	（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課保険計理監理官）
2　保険計理監理官は、命を受けて、総務省組織令附則第二十条第一項第一号に規定する事務のうち保険数理その他の数理に関する事務を行う。	**第十五条**　情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に、当分の間、保険計理監理官一人を置く。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	2　保険計理監理官は、命を受けて、総務省組織令附則第十九条第一項第一号に規定する事務のうち保険数理その他の数理に関する事務を行う。

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

○総務省令第六十四号

電気通信紛争処理委員会事務局組織規則を廃止する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日　　総務大臣　武田　良太

電気通信紛争処理委員会事務局組織規則を廃止する省令

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

○総務省令第六十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日　　総務大臣　武田　良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（通信設備）	（通信設備）
第四十四条　法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。	**第四十四条**　［同上］
一　電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの	一　［同上］
(1)　定格電圧六〇〇ボルト以下及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流若しくは三相交流を通ずる電力線を使用するもの又は直流を通ずる電力線を使用するもの（鋼船（鋼製の船舶をいう。以下同じ。）内で使用するものに限る。）であつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの	(1)　定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
［(2)　略］	［(2)　同上］
［二　略］	［二　同上］